

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者：_____様

事業者：株式会社ウェルフューチャー

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和 8年 6月現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (042-794-8723) (月～金曜日 8:30～17:30)
担当 管理責任者(介護支援専門員) 正垣 美代子
ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	桜美林ガーデンヒルズ サクラ居宅介護支援事業所
所在地	東京都町田市小山ヶ丘1-14-1
事業所の指定番号	居宅介護支援事業(東京都 第1373207727号)
サービスを提供する地域	町田市、八王子市、相模原市(南区を除く)

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 2名(うち1名は管理者兼務)

(3) 営業時間

月～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで

(ただし、12月29日～1月3日は休業)

※営業時間外は留守番電話にて対応とする。

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、
求めがあれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙1「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項について

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

(1) 提供する居宅介護支援について

利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

5. 要介護認定後の契約の継続について

(1) 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。

(2) また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

6. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

7. サービス事業所の選定について

利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者などの紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者などの選定理由について説明を求めることができますので、遠慮なくお申し出ください。

また必要に応じ、居宅サービス利用者のサービス種別・事業所別利用割合を公表、説明し、文書における同意を得ることを義務とします。

8. 入院時の病院との連携について

病院などに入院の際には、退院後の在宅生活への円満な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先をお伝えください。またご意見を頂いた主治医に居宅サービス計画書を交付いたします。

9. 秘密保持

事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知りえた利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービスを担当者会議において、情報を共有するために個人情報を用いることを、本契約をもって同意とみなします。

10. 事故発生時の対応について

事業者は、サービスの提供にともなって事業者の攻めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

利用者と事業者は、本契約医関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

11. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底します。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。

(3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に

(年1回以上)実施します。

- (4) 記各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を定めます。

担当者：正垣美代子

12. 身体的拘束等について

事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

前項但し書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちに、その日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録等に記録します。

13. ハラスメント防止対策について

事業者は、介護の現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業活動及び業務遂行に関連して行われる優越的な関係を背景とした言動その他のハラスメント行為を許容しません。

①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ばされそうになった）行為〈身体的暴力〉

②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為〈精神的暴力〉

③意に沿わない性的な言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為〈セクシュアルハラスメント〉

上記の対象は、当該法人職員、取引先事業所の方、ご利用者及びその家族等となります。

- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議などにより、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。

- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

また定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡・相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

14. 非常災害対策

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害ならびにコロナウィルスなどの感染症に対処するため事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）を年2回以上実施します。

15. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。

- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

16. 利用料金

(別紙) 料金表の通りとします。

17. サービス内容に関する苦情・対応

- (1) 事業者は利用者からの相談、苦情などに対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画委位置付けた指定居宅サービスなどに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

苦情があった場合は利用者、関係事業所への聞き取りを行い、担当者及び社長、施設長が対応方法を検討、誠意をもって対応いたします。また苦情処理簿を作成し5年以上保存致します。

- (2) サービスに関する苦情は担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

桜美林ガーデンヒルズ サクラ居宅介護支援事業所 042-794-8723

- (3) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

町田市役所 高齢者福祉課 042-724-2141

町田市役所 介護保険課 042-724-4364

相模原市(本庁) 介護保険課 042-769-8321

八王子市役所 福祉部介護保険課 042-620-7415

東京都国保連合会 苦情相談窓口専用 03-6238-0177

利用者様 該当保険者窓口 町田市

18. 第三者評価実施の有無について

当事業所の福祉サービスについて、現在のところ第三者による評価を受審しておりません。

19. 当法人の概要

法人種別・名称 営利法人・株式会社ウェルフューチャー

従業員数 140名

設立 令和 3年 6月

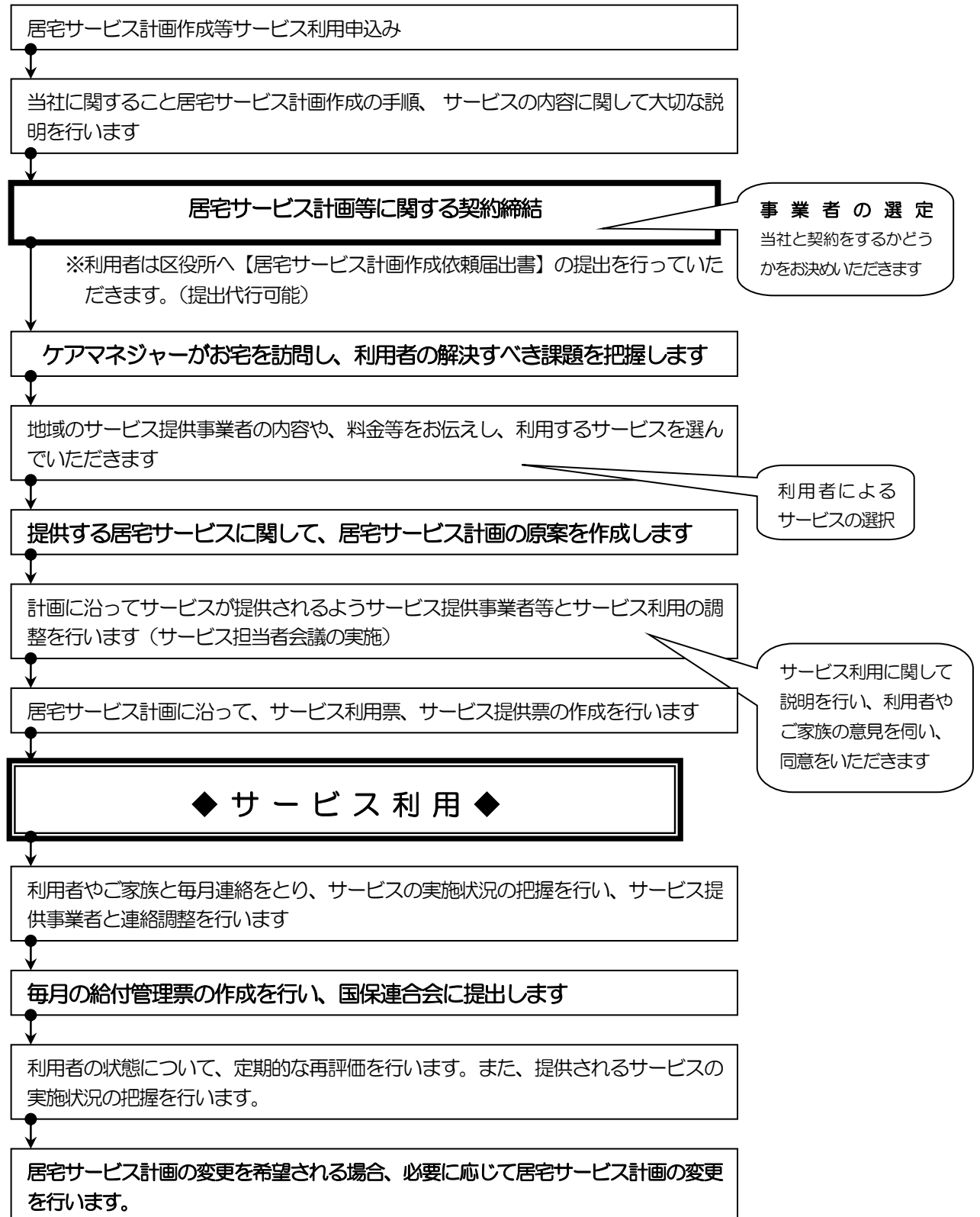
所在地・電話 東京都千代田区平河町2-16-6 jeVビル6階

代表取締役 山本 晃弘 電話 03-6256-8485

事業内容 居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業

(付属別紙1)

サービス提供の標準的な流れ



令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 東京都千代田区平河町 2-16-6 jeV ビル 6 階
名 称 株式会社ウェルフューチャー
代表取締役 山本 晃弘

説明者

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け受領しました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____

(代理人)

住 所 _____

氏名 _____

本人との関係 ()